

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について

平成21年5月29日
(社) 日本薬剤師会

本日、標記の省令が施行されました。

本会をはじめ多くの反対があったにもかかわらず、2年間の経過措置が実施されることになったことは、誠に遺憾であり、納得できるものではありません。この経過措置は、薬局及び店舗のない離島居住者と継続使用者に対するものではありませんが、経過措置の内容が正しく守られているのかを検証することは困難であり、新たな販売制度が施行されたにもかかわらず、これまでと同様にインターネット等の販売が継続するのではないかと大変危惧しています。経過措置の内容が確実に遵守されるような対策を講じるよう強く求めたいと思います。

医薬品の販売制度につきましては、平成14年以降「医薬品販売制度改正検討部会」における検討、薬事法改正法案の国会審議、更に「医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会」における検討を経て改正されるものであり、十分な時間をかけて審議を尽くした結果であると認識しています。二つの検討会及び国会の審議の結果は、第三類医薬品のみ一定の要件の下で通信販売を行うことを認めざるを得ないという内容のものであります。

しかし、すべての検討が終了した段階から、インターネットによる販売を第三類医薬品だけに規制することに対する反対の動きが俄に巻き起こり、そのため改正省令の公布が本年2月までずれ込むことになりました。更に公布とともに「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」が設置され、およそ医薬品の安全性の確保とはかけ離れた利便性のみを論点とする議論が継続し、施行通知の発出も遅れ、本会会員においては新販売制度への十分な理解と準備ができず、結果として大きな不安を与えることとなってしまいました。

こうした事態に至ってもなお、私どもは、医薬品の購入が困難となるような場合が生じないよう、また、生活者の皆さんが安心して医薬品を使用できるよう、他の販売業の皆さんと協力しつつ努力を継続してまいります。

最後に、本年2月からの検討会の審議に関連して、本会及び関係団体の活動につき、正当な活動にもかかわらず、あたかも不当であるかのような発言が公表されたことに対して強く抗議の意を表すものであります。